

## 新型コロナウイルス感染症から 市内の園児と保護者の健康と生活を守ります！

市では、4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことや、本市における新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあることなどから、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、市内全保育園等を臨時休園するとともに、保護者の復職・勤務開始と求職活動期間を延長します。

### 1 市内全保育園等を臨時休園

#### ① 臨時休園期間

令和2年4月27日（月）～5月6日（水）

#### ② 対象となる保育所等

市内全保育園、認定こども園、小規模保育施設

#### ③ 休園期間中の特別保育の実施

上記の臨時休園期間中、両親共に医療従事者など家庭での保育が著しく困難な方については、4月24日（金）までに通園している施設に事前に相談し、特別保育が必要と判断された場合は、特別保育を実施します。

### 2 保護者の復職・勤務開始と求職活動期間を延長

#### ① 保護者の復職・勤務開始の延長期限について

新規入園の児童の保護者が、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、登園を自粛する場合や、雇用者側からの要請により育児休暇期間を延長することになった場合

・令和2年9月30日（水）まで（4か月延長）

#### ② 求職活動期間の延長について

保護者の求職中で入園したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、求職活動が長引いた場合

・入所から6か月間まで（5か月延長）

※今後、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、復職及び勤務開始の期限、求職活動期間のさらなる延長、もしくは短縮を行う場合があります。その場合は、市ホームページなどでお知らせします。

記者発表資料

令和2年4月24日

子ども・健康部

保育課

担当者／課長 今野 美香

電話番号／048-473-1111

内線2440

志木市